（様式６）　　　（変更）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	２６	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	５３④	不利益処分の種類	帳簿の記載をしなかったとき等の登録の取消し又は停止	

○高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
（登録の取消し等）
第５３条　経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。
一　第七条第二号又は第五十条第二項第三号若しくは第四号に該当するに至つたとき。
二　第四十九条第三項から第五項まで、第四十九条の四第三項若しくは第四項、第五十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。
三　第五十条第四項の規定による制限又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。
四　第六十条第一項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。
五　容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第三十八条第一項第一号から第五号までの規定により第五条第一項の許可を取り消されたとき。

［参考条文］
○高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）
第７条（許可の欠格事由）
第 38 条（許可の取消し等）
第 49 条（容器再検査）
第 49 条の４（附属品再検査）
第 50 条（容器検査所の登録）
第 51 条（登録を受けた者の義務）
第 60 条（帳簿）

（様式 6）　（変更）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定